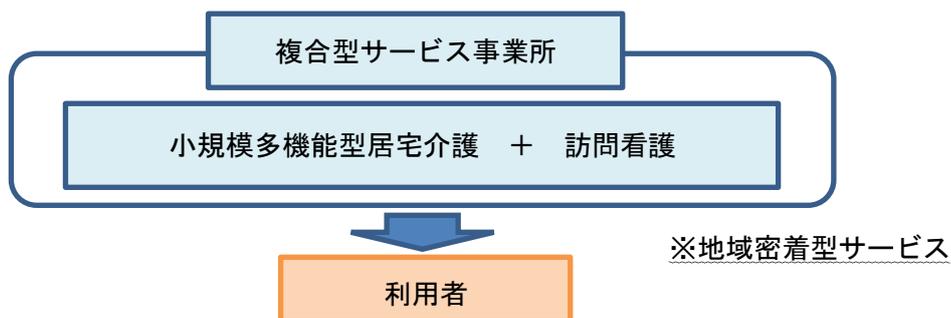


## 複合型サービスの整備

### 1 目的

小規模多機能型居宅介護と訪問看護を組み合わせた「複合型サービス」を整備し、看護と介護サービスの一体的な提供により、医療ニーズの高い要介護者への支援の充実を図る。



#### <利点>

- 利用者：ニーズに応じて柔軟に、医療ニーズにも対応した小規模多機能型サービスの提供を受けられる。
- 事業者：柔軟な人員配置が可能になり、ケアの体制が構築しやすくなる。

### 2 第5期介護保険事業計画の位置づけ

#### (1) 現状

平成24年4月の介護保険法改正により創設された複合型サービスについて、第5期介護保険計画では「利用者のニーズや参入事業者の動向を考慮し、利用は見込みません」としている。

#### (2) 計画変更

平成24年度に事業者の動向に変化があり、事業者の参入が見込まれることとなった。そのため、新宿区高齢者保健福祉推進協議会（H25.2.7）に諮り、今後は複合型サービスの整備も推進することとする。なお、小規模多機能型居宅介護について本計画期間で全9所整備予定であるが、そのうち、民有地で整備予定の東・西圏域の各1所を、「小規模多機能型居宅介護または複合型サービスのいずれかを整備する」と計画内容を変更することとする。

#### (3) 整備計画数

複合型サービスは小規模多機能型居宅介護と同一の機能を含有しており、また、介護総費用への影響を勘案し、複合型サービスの整備については、小規模多機能型居宅介護の整備計画数(9所)の内数とし、整備計画の総数は変更しない。